

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 24.4.18 第 180 回国会第 11 号

4 月 18 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

- 1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 68 号）
 - ・小宮山厚生労働大臣、藤田財務副大臣、西村厚生労働副大臣、園田内閣府大臣政務官、津田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・岡本充功君外 2 名（民主、自民、公明）提出の修正案について、提出者岡本充功君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案に対し、高橋千鶴子君（共産）、小林正枝君（きづな）及び阿部知子君（社民）が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成 民主、自民、公明 反対 共産、きづな、社民、みんな）
 - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成 民主、自民、公明 反対 共産、きづな、社民、みんな）
 - ・和田隆志君外 2 名（民主、自民、公明）から提出された附帯決議案について、和田隆志君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成 民主、自民、公明、みんな 反対 共産、きづな、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

水野智彦君（民主）

- ・今回の障害者総合支援法案は、障害者自立支援法に代わる新たな法律であり、障害者自立支援法を廃止としていた民主党マニフェストや閣議決定、障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意に沿ったものであるという理解でよいか厚生労働大臣に伺う。
- ・障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言の内容は、段階的・計画的に実現していくという認識に変わりはないか。また、法施行 3 年後の検討に当たっては、障害者やその家族の意見を反映させることが重要と考えるが厚生労働大臣の見解を伺う。
- ・本法律案においては、障害者の範囲に難病等により障害がある者を加えているが、政令で定められる難病等の範囲をどのように考えているのか。また、重度訪問介護の対象者を拡大するとしているが、どのような者が対象となるのか。

初鹿明博君（民主）

- ・今回の障害者総合支援法案は、総合福祉部会の骨格提言や改正障害者基本法を受けて、基本理念を新設するなど障害者自立支援法に代わる新たな法律として提出されたものだが、この法律案の重要なポイントは何か。

- ・障害者の地域移行を進める上で重要なのは居住の場の確保と考える。本法律案では、ケアホームをグループホームに一元化することとしているが、今後、グループホームの量的整備をどのように進めていくのか。
- ・本法律案では、法施行後 3 年を目途に障害福祉サービスの支給決定の在り方を検討することとされている。知的障害者や精神障害者といった意思決定に支援を要する者のサービス利用や支給決定に当たって、障害者本人の意向を尊重するための配慮をどのように行っていくのか。

松本純君（自民）

- ・本法律案は、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改めることとしているが、これが民主党がマニフェストで約束した障害者自立支援法の廃止及び包括的な障がい福祉の法律の制定に対する答えなのか、厚生労働大臣の認識を伺いたい。
- ・知的障害者や精神障害者に対する障害程度区分の認定では、一次判定で低く判定される傾向や市町村によって認定結果にばらつきがあるのではないかと。障害の特性が反映されず支援の必要度が的確に表されていない現状は早急に改めるべきと考えるがいかがか。
- ・本法律案には法施行 3 年後の検討規定が設けられているが、これまでの制度改革の積み重ねを顧みずに一足飛び

に制度を変えようとするのではなく、制度の改善は一步步財源の問題も含めて地に足をつけた議論をしていくべきではないか。

古屋 範子君（公明）

- ・「意思決定の支援」が事業者の責務であることを明確にし、常に障害者の立場に立った支援を行うことを本法律案に明記すべきではないか。
- ・難病対策に当たって、医療・研究から就労支援・福祉をも含めた総合的な法制度が必要と考えるが、厚生労働大臣の見解を伺う。
- ・障害者施設等優先調達推進法案に関連して官公署の障害者施設等への調達を増やすため随意契約を拡大すべきではないか。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・本法律案は障害者自立支援法の廃止ではなく改正にすぎないと思うが、厚生労働大臣の見解を伺う。
- ・障害福祉サービスの利用者負担額を決定する際の収入認定について、障害者本人のみとすべきではないか。配偶者を残したのはなぜか。
- ・本法律案により対象となる難病の範囲は制限列举するのではなく、小児慢性疾患やキャリアオーバーも含まれるようにすべきと考えるが、いかがか。

阿部 知子君（社民）

- ・本法律案が障害者権利条約の批准に向けた途中段階に位置付けられるものであるとするならば、利用者負担は、応能負担が原則であることを厚生労働大臣に確約していただきたい。
- ・骨格提言の実現に向けた工程表及び障害福祉サービスの基盤整備の必要性並びにこれらの進捗状況や障害当事者の意見の反映状況をチェックするために、障害当事者も参加する機関を設置することについての見解を伺いたい。
- ・障害児が18歳に達して育成医療から更生医療に切り替わると費用負担が増加することから、実態調査を実施するとともに費用負担の軽減措置を講ずる必要があるのではないか。

柿澤 未途君（みんな）

- ・障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意と総合福祉部会が取りまとめた「骨格提言」は一体不可分のものであると考えるが厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・骨格提言に示されながら法案化されなかった項目が多いことに対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・国が訴訟の当事者であって原告との和解内容の根幹を違えるような場合に民法上の債務不履行や不法行為に問われるのか、これまでに和解の際の約束が守られなかった事例があったか、また、和解内容からの逸脱がどの程度許容されるかについて、政府の見解を伺いたい。

2 議案の撤回許可に関する件

- ・国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号）の撤回を許可することに決しました。

3 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案起草の件

- ・池田委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。（賛成 - 民主、自民、公明、共産、きづな、社民、みんな）